

OTC センターニュース

公益財団法人 大阪タクシーセンター

〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見 4 丁目 5 - 9
TEL 06 (6933) 5611 (代表) FAX 06 (6933) 5612
https://www.osaka-tc.or.jp/

編集発行人
藤井 浩一

2023. 9 VOL. 296

令和 5 年 9 月 1 日発行

大阪地域の登録等現況

項目	特定指定地域 (大阪府 A)	単位地域 (大阪府 B)
	計 (女性)	計 (女性)
登録運転者数(法人)	19,692 (562)	2,121 (66)
運転者証(法人)	16,314 (442)	1,768 (58)
事業者乗務証(個人)	2,380 (25)	- (-)

※令和5年7月末現在 () は再掲



第11回 優良事業者等評価委員会を開催 令和5年度の認定事業者決まる

大阪市域交通圏及び北摂交通圏における令和5年度優良事業者を、8月28日に開催された第11回優良事業者等評価委員会において承認され、認定しました。

タクシー事業の業務の適正化を図り、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的としたもので優良事業者に認定された事業者には、「認定証書」を交付します。

なお、個人タクシーの優良事業者は、一般社団法人全国個人タクシー協会が実施する優良個人タクシー事業者認定制度により、「ふたつ星」、「マスタール」の称号を受けた事業者及び新たに個人タクシーとなった「ひとつ星」事業者です。

〈優良運転者の選定について〉
優良事業者は、対象交通圏の営業所に所属する登録運転

者で対象期間中、無事故無違反であった者の中から、優良運転者を選定していただきます。
選定の詳細は、タクシーセンターのホームページから「申請の手引き」をご覧ください。
(担当課)
企画課
06-6933-5620

認定事業者(93者) (敬称略50音順)

- 青空交通(株)
- ☆池田タクシー(株)
- ☆茨木高槻交通(株)
- 梅田興業(株)
- 梅田交通(株)
- 梅田交通第二(株)
- 梅田交通第三(株)
- 梅田自動車交通(株)
- 梅田タクシー(株)
- SSK交通(株)
- (株)エムティー
- 大阪合同交通(株)
- 大阪相互タクシー(株)
- 大阪第一交通(株)(堺市)
- 大阪大同交通(株)
- 大阪阪神タクシー(株)
- (株)オービィシー
- (株)オリーブキャブ大阪
- (株)オレンジキャブ大阪
- 門真交通(株)
- 関西空港リムジン(株)
- 関西中央第一(株)
- 極東交通(株)
- ★(株)近畿交通
- 金星タクシー(株)
- 近鉄タクシー(株)
- 幸福交通(株)
- ☆(株)国際興業大阪(茨木市)
- (株)国際興業大阪(東淀川区)
- (株)国際興業大阪(我孫子)
- 国際タクシー(株)
- (株)コスモキャブ大阪
- 駒姫タクシー(株)
- さかい交通(有)
- 堺第一交通(株)
- 堺日本交通(株)
- 榮交通(株)
- さくらタクシー(株)(福島)
- さくらタクシー(株)(加島第二)
- さくらタクシー(株)(加島第三)
- 珊瑚自動車(株)
- 珊瑚タクシー(株)
- (株)シーエフ交通
- 敷島交通(株)
- 敷津タクシー(株)
- 松竹タクシー(株)
- 商都交通(株)
- 小豆島タクシー(株)
- 新梅田交通(株)
- 新金岡交通(株)
- 新泉北タクシー(株)
- 吹田日本交通(株)
- 大タク(株)
- 大宝タクシー(株)
- 大丸タクシー(株)
- ☆東京・日本交通(株)(高槻)
- 東宝タクシー(株)
- 南和タクシー(株)
- 錦タクシー(株)
- ★日本交通(株)
- 日本交通(株)大阪
- 日本城タクシー(株)
- ★日本タクシー(株)
- ★阪急タクシー(株)
- ★東大阪オーケー(株)
- ☆日の丸ハイヤー(株)
- 平野交通(株)
- (株)フット
- 平和タクシー(株)
- ☆北摂交通(株)
- 北港タクシー(株)
- 北港タクシー第二(株)
- 北港タクシー第三(株)
- 堀江タクシー(株)
- 毎日タクシー(株)
- 毎日タクシー(株)
- 松原交通(株)
- 南大阪第一交通(株)
- 南タク(株)
- 都島自動車(株)
- ☆(株)未来都(茨木市)
- (株)未来都(門真市)
- (株)未来都(中津)
- (株)625タクシ
- ヤマト交通(株)
- 優光タクシー(株)
- 淀川交通(株)
- 龍華交通(株)
- ロイヤル第一交通(株)
- ワンコイン堺(株)
- ワンコインドーム(株)
- ワンコイン南花田(株)
- ワンコイン八尾(株)
- ☆北摂交通圏
- ☆大阪市域交通圏
- 及び北摂交通圏



タクシーセンター
ホームページ

JR新大阪駅におけるタクシー車両流入規制の試験的一部解除による調査について

近畿運輸局からのお知らせ
JR新大阪駅におけるタクシー車両流入規制の試験的一部解除による調査について
JR新大阪駅におけるタクシー車両流入対策協議会では、JR新大阪駅において、週末の夜に発生していた交通渋滞を防止するため、平成20年からタクシー「空車」車両の流入を規制してまいりました。近年のタクシーを取り巻く環境の変化により、時間帯により発生している車両不足に対応するため、試験的に流入規制の一部を解除し、付近の国道及び進入路における交通への影響について調査を行うことが決まりましたのでお知らせします。

【実証実験について】

- (1) 内容
JR新大阪駅タクシー乗場入構にかかる規制のうち、以下の規制を試験的に解除する。
毎週木曜日と金曜日において、タクシー車両のナンバープレートにより、各曜日の偶数日、奇数日に応じて偶数ナンバー、奇数ナンバーの車両だけが入構出来るという規制。
- (2) 規制解除期間
令和5年8月3日(木)～令和6年3月29日(金)
- (3) 今後について
検証結果をもとに「JR新大阪駅におけるタクシー車両流入対策協議会」にて、流入規制の見直しを検討する。
詳細は、近畿運輸局ホームページからもご確認できます。

タクシーに関する各種調査を実施します

今年度も次のとおり各種調査を実施しますので、お知らせします。

〈タクシー輸送実態調査〉

タクシー利用旅客の輸送回数や行先別の輸送状況等について主要乗場にて調査を行います。

〈タクシーに関するアンケート調査〉

タクシー利用についての利用者意識と利用状況を把握するための調査を行います。

1. 調査方法
調査員を配置し、利用客から行先等について聞き取り
2. 調査日時
令和5年9月21日(木)
8時から24時までの間
3. 集計結果公表予定
令和5年11月にタクシーセンターホームページに掲載します。

1. 調査方法
①ハガキ配布
②WEB回答
2. 調査期間
令和5年9月15日(金)から11月15日(水)まで
3. 集計結果公表予定
令和6年2月にタクシーセンターホームページに掲載します。



どちらまでご利用されますか?

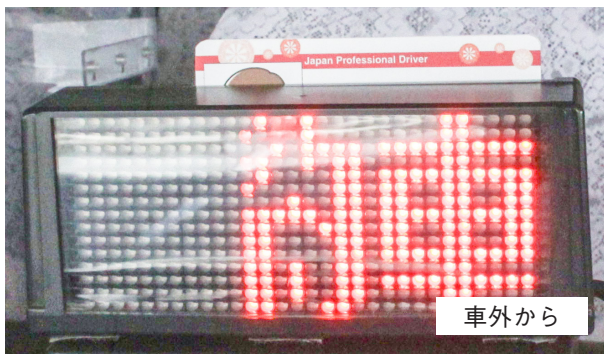


アンケートに答えてこ!

個人 新デザイン



法人 新デザイン



道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示が令和5年8月1日に公布されました。本省令等の施行に伴い、バス・タクシー・自家用有償旅客運送において、車内の乗務員等の氏名などの掲示義務を廃止します。引き続き旅客の利便の確保を図りつつ、乗務員等のプライバシーにも配慮し、安心して働ける職場環境の整備を推進します。

改正概要

〈タクシー業務適正化特別措置法施行規則関係〉

タクシーの運転者証等の様式を変更し、利用者に表示する面から、氏名、顔写真、運転免許証の有効期限を削除します。なお、引き続き運転者証としての機能を保持するよう、氏名等については利用者から見えない面に記載します。新しい運転者証等への更新については、経過措置を設けております。

国土交通省・Press Releaseより抜粋

令和5年8月1日からタクシー車内における乗務員等の氏名表示がなくなりました!!

【重要】運転者証・事業者乗務証の様式変更について

運転免許証の有効期限の変更等訂正の伴わない、旧様式から新様式への変更につきましては、次のとおりとなります。

①訂正の伴わない旧様式から新様式への変更は、**再交付申請(有料)**になります。

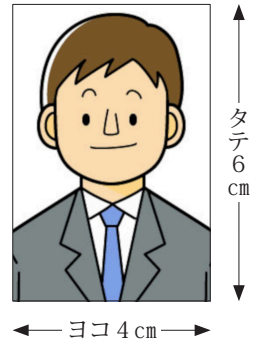
②一度に多くからの申請がありますと、長時間お待ちいただく場合があります。また、申請書類等をお預かりし、後日交付させていただきます場合があります。

③一度に10人を超える申請をされる事業者の皆さまは、事前にご連絡ください。

〈ご用意いただくもの〉

- ・運転者証(事業者乗務証)
- ・手数料2000円
- ・申請書 第十号様式(第十五様式)
- ・写真 6ヶ月以内に撮影したタテ6cmヨコ4cm、無帽、無背景の顔写真(顔の大きさ3.6cm以上)、裏面に氏名・撮影年月日を記入してください。

※個人事業者様は、「運転免許証」の提示が必要です。



◎タクシーセンターでも顔写真の撮影が出来ます。ご利用ください。
撮影代：1000円

高齢タクシー運転者交通安全対策講習会を開催します

タクシー運転者の高齢化が進む近年、高齢運転者の交通事故防止策を管理者の視点から考察し、指導、助言のポイント等を解説することを目的とした交通安全対策講習会を開催します。

- 開催日時 令和5年9月12日(火) 午後1時30分～午後3時
- ※受付時間 午後1時～午後1時30分
- 開催場所 (公財)大阪タクシーセンター2階教室
- 対象者
 - ・運行管理者を指導する立場にある方(営業所長等)
 - ・営業所で労務管理、点呼を行なっている方(運行管理者等)
- 受講料 無料
- 持ち物 当日、認知機能検査体験を行いますので、筆記用具をご持参ください。
- 講習内容

【講演】
ア 高齢運転者の交通事故の現状等
・ 事業用自動車交通事故概況
・ 交通事故発生状況・類型・原因
・ 交通事故防止対策

イ 改正道路交通法施行に伴う変更点
・ 認知機能検査・高齢者講習・運転技能検査
ウ 認知機能低下の早期発見チェック

【俊敏性検査機による体験】
・ クイックアーム
上半身(両腕)の俊敏性検査
・ クイックステップ
下半身(両脚)の俊敏性検査

○【認知機能検査体験】
申し込み方法
「高齢タクシー運転者交通安全対策講習会申込書」に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。
FAX 06-6933-5612
締め切り日 令和5年9月7日(木)

受講定員を36名様とさせていただきます。出来る限り多くの事業者様に受講いただきたいので、1社2名様までのご参加とさせていただきます。なお、申し込みが定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。

お問い合わせ先
TEL 06-6933-5616



俊敏性検査機 クイックアーム



ロールプレイング風景

講座風景